平成２４年（フ）第９９号
新潟県上越市高土町３丁目２番13号　ハウス道芝211号、住民票上の住所新潟県上越市三和区田1127番地
債務者　市村　里志
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第１００号
新潟県上越市清里区上田島52番地
債務者　保坂ちえ子
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第１０２号
新潟県妙高市工団町２番７号アルカディア元町103号室
債務者　尾島　恵子
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第３４８号
愛知県一宮市柚木颪字柚木12番地２
債務者　脇田　孝幸
1　決定年月日時　平成24年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２８８号
長崎県長崎市西山１丁目20番59号　サンハイツ西山202号
債務者　大久保綾子
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３３７号
長崎県長崎市小江原４丁目４番７―301号
債務者　田中　文野
1　決定年月日時　平成24年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３４６号
長崎県長崎市賑町３番19号
債務者　髙村　悦代
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４６９号
大分市にじが丘２丁目２番地の１
債務者　倉橋　健一
1　決定年月日時　平成24年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第７７７号
宮城県宮城郡七ヶ浜町花渕浜字舘下10番地の１
債務者　遠藤　俊昭
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７７８号
宮城県宮城郡七ヶ浜町花渕浜字舘下10番地の１
債務者　遠藤きみい
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７２号
宮城県白石市小原字明神前16番地１
債務者　加藤　俊道
1　決定年月日時　平成24年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第４２０号
茨城県水戸市大足町874番地の５
債務者　橋本　まみ
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４４１号
茨城県水戸市渡里町3386番地
債務者　瀧田恵美子
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４４９号
茨城県鉾田市鉾田680番地15
債務者　久米　光昭
1　決定年月日時　平成24年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３９７号
岐阜市加野３丁目２番13―15号　県営加野住宅H13号棟
債務者　髙村　　聰
1　決定年月日時　平成24年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２２０号
栃木県那須塩原市南郷屋１丁目148番地198、申立時の住所名古屋市中川区十番町３丁目12番地　ユーハウス昭和橋公園Ⅱ404号
債務者　竹株　敬子（旧姓堀江）
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２１６号
名古屋市港区佐野町４丁目14番地　ハウシェル築地口102号
債務者　安江　謙次
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部